

## 公正証書遺言とは、どのような 制度ですか?

## A2

遺言を公証人が公正証書にして証明する制度です。遺言自体は自筆証書 遺言といって、自分で作成して自分で保管する方式でも構わないのです が、遺言の方式に欠陥があると遺言自体無効になる心配があるので、公正 証書にすることが望ましいと思われます。

☆自筆証書遺言の方式緩和(2019年1月13日施行)

財産目録については手書きで作成する必要がなくなりました。但し、 財産目録の各ページに署名押印する必要があります。

※遺言書本文については従来通り手書きが必要

## 公正証書遺言の特徴は…

- ●原本が公証人役場に保管されているため、紛失・変造のおそれがなく、 相続人による隠匿・破棄のおそれもない
- ●家庭裁判所の検認が必要ないため遺言者死亡後、即座に遺言を執行で きる
- ●文字が書けなくても遺言をすることが可能
- ●公証人の費用がかかる
- ●証人が2人以上必要

## 法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設(2020年7月10日施行)

- ・自筆証書遺言を作成した方は、法務大臣の指定する法務局に遺言 書の保管をすることができます
  - ※遺言の有効性を保証するものではありません
- ・保管申請の対象となるのは、封のされていない法務省令で定める 様式に従って作成された自筆証書遺言のみです
- ・遺言書の保管の申請には手数料を納める必要があります
- ・法務局に保管されている遺言書については、家庭裁判所の検認が 不要です

